

議 長	副 議 長	局 長	次 長	議 事 係 長	議 事 係

経 済 常 任 委 員 会 会 議 録			
日 時	平成 1 3 年 8 月 9 日（木）	開 議	午前 1 0 時 0 0 分
		散 会	午前 1 1 時 3 3 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出 席 委 員	小林委員長、大竹副委員長、成田・大畠・次木・渡部・西脇・秋山 各委員 （岡本委員欠席）		
説 明 員	市長、経済部長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

○委員長

ただいまより、会議を開きます。

本日の会議録署名員に西脇委員、秋山委員をご指名いたします。

継続審査案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

小樽商工信用組合の経営破たん後の状況について。

○（経済）中小企業センター所長

小樽商工信用組合の破たんについて報告いたします。

資料1をご参照願います。

まず、破たんの状況であります。かねて財務状況の悪化が懸念されておりました小樽商工信用組合は、去る7月6日、自主再建を断念し、金融庁長官に対し破たんの申立てを行い、同日、承認され、破たんしたものであります。翌営業日の7月9日から、金融庁長官が選任した2名の金融整理管財人のもとで、適切な事業運営が行われるとともに、事業譲渡の受皿となる金融機関の選定が進められることになります。

なお、金融整理管財人に選任されたのは、弁護士の矢野修氏と、北洋銀行の与信管理室管理役の荻野義明氏であります。

次に、破たんの申出に至った理由についてであります。破たん後の記者会見における商工信組の高橋理事長の談話によると、信用リスク管理への認識不足、景気低迷による延滞先の増加、担保価値の下落などから不良資産の増加があり、平成13年3月期決算で大幅な債務超過に陥ったこと、増資を柱とする経営改善計画に基づいて自主再建を目指して必要な増資に努めてきたが、多額の支援を期待することは困難な状況であり、増資にかわる債務超過の解消策もないことから、破たんの申出をしたとのことであります。

次に、破たん後の市の対応について説明いたします。

まず、破たん当日の対応についてであります。既に6月13日に、市長を座長とし、助役、収入役、関係部長の7名で構成する「庁内金融対策連絡会議」を設置し、数次にわたり話し合いを重ねていましたが、7月6日に破たん申し立てを受け、直ちに第4回目の会合を開催いたしました。この中では、信組の当日の一連の動きについて報告し、共通認識を持つとともに、議会各会派への報告や記者会見を行い、市長談話を発表することや、週明けの7月9日以降の対応について、協議、確認をいたしました。

なお、当日午後4時30分より行われました記者会見におきましては、市長から、「経営破たんに至ったのは、地域の金融機関として大きな役割を果たしてきただけに、残念に思う。金融整理管財人のもとで、一日も早く受皿金融機関が決まって、事業譲渡されることを願っている。市としても、取引中小企業者の経営に支障が出ないよう万全の体制を講ずる」との談話を発表したところであります。

次に、7月9日以降、現在までの対応についてであります。7月9日午前8時50分より、中小企業センターに「金融特別相談窓口」を開設し、各種相談に対応する体制を整えました。

なお、北海道後志支庁小樽商工労働事務所、北海道信用保証協会小樽支所、国民生活金融公庫小樽支店、小樽商工会議所や小樽信用金庫にもそれぞれ特別相談窓口が開設いたしました。

同日午後1時より、市長が、後志支庁長とともに、小樽商工会議所や国民生活金融公庫、北海道信用保証協会、各金融機関、金融整理管財人など、市内関係方面に出向き、支援要請を行いました。金融整理管財人に対しては、地域金融の円滑化、経済の安定化のため、一日も早く受皿金融機関に事業譲渡するとともに、決定するまでの間、取引先中小企業者が資金調達に支障を来さないよう配慮を求めました。また、他の機関に対しては、中小企業者の資金繰りに支障を来さぬよう、十分な融資枠の確保と取扱いに当たっての配慮を求めたところであります。

同日午後4時から、北海道財務局小樽出張所主催の「緊急連絡会議」が開催され、市をはじめ、30団体参加の

もと、各機関で既に講じている措置や、今後、導入を検討している措置について意見交換をいたしました。

7月12日には、午前10時から午後4時まで、小樽市民会館において、小樽市、北海道、小樽商工会議所、国民生活金融公庫、北海道信用保証協会の5者共催の「合同移動中小企業金融相談室」を開設、各種相談に応じました。

7月13日から15日にかけて、信組の総代のうち、市内に居住する72名を対象に、破たん後の影響について、直接訪問し、アンケート調査を行っております。

7月17日に、小樽商工会議所と協議し、「受皿金融機関として小樽信用金庫が適当」との認識で一致したので、7月18日、金融整理管財人に要望いたしました。

小樽信用金庫を選択した理由といたしましては、「本市に本店を置き、長い間、地域の中小企業者と取引があり、地域に根差していること、さらには、地域の事情を熟知していることから、地域の金融の円滑化並びに経済の安定化に十二分に貢献し得る金融機関である」と判断したからであります。

7月23日には、出資金を損金計上することにより新規融資に影響が出てくることが予想されることから、各金融機関に対して、融資審査上、特段の配慮方を要請したところであります。また、市長が小樽商工会議所会頭とともに道庁へ出向き、知事に対し、道の「金融変動対策特別資金」の弾力的運用、新たな特別資金の創設など、地元の取引先中小企業に対する支援要請を行いました。

8月3日には、午前10時から午後4時まで、小樽市分庁舎において、小樽市、北海道、小樽商工会議所、国民生活金融公庫、北海道信用保証協会の5者による「合同特別金融相談窓口」を再び開設したところであります。

8月8日には、第5回の庁内金融対策連絡会議を開催し、「小樽市緊急経営安定資金」の創設について決定したところであります。

次に、金融相談の状況についてであります。資料2をご参照願います。

小樽商工信用組合破たん後、7月9日から8月3日までの間の相談状況につきましては、小樽市、小樽商工会議所、北海道後志支庁小樽商工労働事務所、北海道信用保証協会、国民生活金融公庫、小樽信用金庫の6機関合計で82件ありましたが、そのうち、融資相談が75件、出資金等の相談が7件となっております。また、合同相談窓口関係では、7月12日の開催時には融資相談が13件、8月3日の開催時には2件ありまして、合計で相談件数が15件で、15件とも融資相談でありました。そのほか、市内金融機関に対する相談状況は79件となっており、融資状況といたしましては、23件、2億2,514万円となっております。

次に、小樽商工信用組合に対するアンケート調査の結果についてであります。特に資料は用意しておりませんが、7月13日から7月18日までの間に、市内居住の総代72名を対象に、破たん後の影響等について聞き取り調査を行い、65名から回答を得ました。

その調査結果から読み取れる特徴は、次のとおりであります。

1として、全般的に、小規模な取引先が多く見受けられました。

2として、「小樽商工信用組合が唯一の取引先」と、「小樽商工信用組合をメインバンクとする取引先」の割合が約6割でありました。

3として、出資金については、「100万円以上」が5割で、1,000万円を超える高額出資者もおりました。

なお、過去5年以内に出資協力した者は約8割でありました。

4として、今後の資金調達に不安を感じている方は約4割でありました。

5として、今後の経営展望については、「事業継続に支障はない」、又は「ある程度厳しくなるが可能」とする者は約7割強でありました。「事業継続は難しい」とするところは、その理由として、「新たな資金調達が難しい」、「出資金が返還されない」、「売上げの低迷」、「後継者難」などが挙げられております。

次に、小樽市の融資制度についてであります。資料3をご参照願います。

このたびの小樽商工信用組合の破たんに伴う融資制度として、小樽信用金庫のご協力のもと、新たな融資制度を

創設することといたしました。

この制度の概要についてであります。融資対象者は、現に小樽商工信用組合と取引があり、市内において1年以上の事業実績を有する中小企業者であり、事業の継続が見込めるが、信用保証協会の保証を受けることはできない方としており、融資金額を300万円以内としております。また、小樽信用金庫の実収利回りを3.5%以内とし、そのうち1%を小樽市が小樽信用金庫に利子補給するほか、万が一、小樽信用金庫側で損失をこうむった場合に、その損失額の80%を小樽市が損失補償しようとするものであります。

なお、この融資制度の取扱いは、8月13日から行うこととしております。

最後に、今後の対応についてであります。今後とも、「金融特別相談窓口」を継続し、他機関の特別相談窓口と連携し、相談状況を把握し、その上で、必要によっては各関係機関と協議しながら対応を検討することといたしております。

なお、資料4から6として、小樽商工信用組合に関する書類を添付しておりますので、ご参照ください。

以上でございます。

○委員長

これより、ただいまの報告事項に関する質疑に入ります。

なお、質問の順序は、共産党、自民党、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

○西脇委員

自主再建及び他信組への譲渡断念の理由について

先ほども若干報告がありましたけれども、改めてお尋ねいたします。

自主再建あるいは信組への譲渡を断念したということについて、もう一度、簡略にお願いいたします。

○（経済）中小企業センター所長

先ほども申し上げましたが、私どもは信組が公表した以外の内容についてよく承知してございませんので、先ほど申し上げた件をもう一度申し上げますと、信用リスク管理への認識不足、景気低迷による延滞先の増加、担保価値の下落など不良資産の増加があって大幅な債務超過に陥ったと。増資を柱とする経営改善計画については、これ以上、多額な支援を期待することは困難であることから破たんを申し入れた、こういうふう聞いております。

○西脇委員

質問は、自主再建がもう絶望だと、それから、信組への譲渡もできなくなったということの理由です。破たんした理由ではない。

○経済部長

自主再建につきましては、債務超過がもう既に42億円、それと累積赤字が68億円ぐらいということですから、自己資本比率をゼロに持っていくのに42億円集めなければならないわけです。それと、最終的な累積赤字を解消して、なおかつ4%以上に持っていくとなれば、相当大きな額になるわけなのです。

ですから、それを言えば、今の組合員の方々は、11年から12年にかけて4億7,000万円の増資にも既に応じておりますし、それ以上の負担は組合員の中ではできないだろうということがあって、自主再建は難しいという立場に立ったのだと思います。

それから、新しい信組の立上げにつきましては、確かに、内部的には検討していたということは聞いております。ただ、小樽市に正式なお話はなかったわけですが、新たに信組を立ち上げるにしても、当然にして出資金というのは要るわけなのです。それが10億円か何ぼかはわかりませんが、これにしても、今の組合員の方々が新信組に引き継がれるとすれば、その方々からの新たな出資というのですか、それが10億円なり何なり出てく

るということです。これについても、負担をすることが難しい状況にあると。

それともう一つ、伺っておりますのは、新信組立上げについて、全信組連なり、その辺についての支援というものをお願いしてきたのだけれども、回答をもらう前に、いわゆる資金そのものが底をつくような状況になって、その回答を得られないまま、そういう状況に立ち至ったということで、新信組の立上げについても立消えになったといえますか、そういう背景があったというふうに思っています。

○西脇委員

なぜそんなことを言うかといいますと、旭川は、新信組を立ち上げるということで、経済界も行政の側も一致団結しているわけです。組合員にとっては、恐らくそれが一番安心できるといえますか、ベターなわけです。それで、旭川と小樽の信組は、そんなに極端に状況が変わったり違ったものではないと思うものですからお尋ねしたのですが、まだ一つわからないのですね。全国の信用組合協会から返事が来ないうちに破たんを申し入れたということなのですが、小樽信組自体の再建に対する意欲というものが感じられないのです。その点はどのようなのですか。

○（経済）中小企業センター所長

旭川と小樽の大きな違いは、小樽は、平成11年度といえますか、道の金融検査のときに自己資本比率を上げるために出資を募ってございまして、5億円ぐらいそのときに集めている。旭川は、そのときに出資を募っておりません。小樽の場合は、これからこれ以上集めるのは難しい、旭川の場合は、ここ数年、出資を募っていませんので、そういう部分では可能な面があるのではないかと、こういうふうに思っております。

○西脇委員

だとしたら、なおさら、この信組の経営者の責任というのは重大だと思います。99年3月決算で自己資本比率が2.9%になったということで、早期是正が求められた。99年以降、約5億円の増資をしているわけです、小樽信組は。それで、結果的には、これは出資金ですから、結局戻らなくなって、傷口を広げたといえますか、逆に被害を大きくしてしまったのではないかと、ということがあります。

この点について、信組側はどういうふうな態度なのですか。99年以降、新たに増資してというのは、まだ自主再建というか、営業の継続ができるというように判断したのか。あるいは、当時からそんなことはわかっていて、組合員に迷惑をかけたのではないかと、という疑いを持たれても仕方がないような事態なのです。信組の理事長はじめ、皆さんは、この点についてはどういう態度なのですか。

○（経済）商工課長

99年当時、春に早期是正措置を受けて、その後に改善計画を提出しております。その中身は、今、委員からありましたとおり、一つは増資によって自己資本比率を改善していくという方式、それから、職員の削減あるいは店舗の削減、そういった形でリストラをする、そういう計画を当時の監督官庁である北海道に示して、そういった形で努力をしてきていた。

そして、市に対しましても、当時はいろいろな形での支援要請はありました。当時もご報告していますが、小樽市の制度融資における預託倍率の変更だとか、あるいは、一時金を商工信組に回していただくか、小樽市としてそういうできる限りの協力をしながら、当時は優先出資がまだ法的にできる段階ではありませんでしたので、できる限りの協力をしてきたと。

その中で、どうしても自己資本比率を上げるということからすると、増資をするというのが一番の近道といえますか、そういうことであったという中で、当時、組合員の皆さんにお願いをして増資をしてきた。内部的にもいろいろな形の努力をして、職員をある程度リストラしたり、そういったことはしてきたというふうに聞いていますから、商工信組側としてもできる限りの努力は続けてきたけれども、結果的には、残念ながらこういった形になったと。この99年以降の2年間というのはそういう流れで今この結末になったと、こんな認識をしております。

○西脇委員

こういう事態になることをわかっていて、あえてやったのではないかというふうに思わざるを得ない事態です。

それで、何といても、今1万3,000人の組合員、しかし、実際に融資を受けているのは約二千五、六百というふうに伺っています。そのうち、純粋に経営のための運転資金等で利用しているのは五、六百でないかということなのですから、そういう人方にとってみれば、本当に不安な毎日だと思うのです。

そこで、一日も早く解決というか、受皿が決まることが望ましいのですけれども、何でも決まればいいというものでもまたないと思うのです。どうも、新聞報道等によりますと、小樽市と商工会議所が、16日に、管財人に対して、小樽信金を受皿にするのが最善だということで要請をしているということですが、先ほどもその経過がありました。

しかし、7月8日に、北海道信用組合協会の会長の話が報道されています。これによりますと、小樽信組の破たんを受けて、一日も早く業界内から受皿金融機関が決まるよう努力するということを意思表示されている。それから、17日には、全道の道信協の理事長が集まって、小樽信組の受皿候補を絞り込む方針を打ち出したというふうになっています。したがって、同じ系列の信組が小樽信組を何とかしようということで努力しているという状況が見られるにもかかわらず、信金に受皿要請をするのはどういうことなのかというのが甚だ疑問なわけです。この点について伺います。

○経済部長

確かに、今お話がありましたように、北海道信用組合協会の方でそういう動きがあるのは承知をしておりました。ただ、やはり、小樽の信組と取引されている方々につきましては、小樽信金と取引している部分も当然にしてあるわけございまして、小樽信金としては、信組の取引先の方々についてもかなりの範囲で承知をしている部分があるということが考えられましたので、でき得れば、小樽本店であって、小樽の企業、経済、そういうものに熟知をしているところが最適であろうというふうに判断をいたしまして、信金の方にそのような打診を市長の方からいたしたという経過であります。

○西脇委員

一般的に考えて、信金も含めて、他の金融機関というか、業者は、大手金融機関から融資が受けられなくて、最後のとりでとして信組に融資をお願いして、言ってみれば、駆け込み寺みたいな役割を果たしてきたということが言われているわけです。したがって、信金に行ってお願ひしたけれども、だめだったという業者あるいは企業が信組から融資を受けている。そういう業者が、例えば、信金が受皿機関となった場合に利用できるのかというようなことを含めて、問題があるという指摘もされています。また、大体、信組と信金がある場所はほとんど重なっております。そうしたら、当然、将来的には、リストラだとか何とかという形で職場を失う、リストラの対象になるということ等々も含めて考えれば、やはり、我々素人考えですと、同じ信組で、札幌の北央信組だとか、今二つの信組ぐらいが受皿として検討されているようだけれども、私は、個人的にはそういう形で小樽信組の再建ということができればベターではないかというふうに思うのです。

そういう意味では、今は検討中でいろいろなことを模索しなければならない状況なのに、何であえて信金にということにしたのかなと。組合員から見ても、もう少し慎重にというか、見極めてやってもらいたいのではないかということだと思うのです。この点について、もう一度。

○市長

確かに、受皿金融機関として同業が一番いいというのは、業界の中では一つの常識のようになっているようですが、さっき話がありました7月17日の全道の理事長会議の中でも、ある1カ所を、おたくでという話があったようですが、それは新聞報道の範囲内です。そこは、やはり、現在、自分の信用組合自体の基盤が弱いということで難色を示したというような報道もありました。

確かに、そういった報道がありましたけれども、私どもも、いろいろな情報を聞く中で、そう簡単に決まるよう

な状況ではないだろうと。したがって、一日も早く受皿金融機関として手を挙げるのが、一応、融資対象者といましようか、その方々に対して安心感を与えると、その部分を非常に重視したといいますか、そのことが金融の安定化にもつながるだろうという判断の中から、商工会議所と協議しまして、一日も早く管財人の方に、最終的には管財人が決定しますけれども、地元として、地元を熟知した信用金庫が一番適当だろうという判断の中で、早速、金融管財人の方をお願いしたわけです。

本来であれば、もう既に同業の中で手が挙がってもいいような時期になるのですけれども、まだ挙がっていないということは、非常に信組自体の経営基盤の弱さといいますか、ほかの信組の状況まで引き受ける基盤にないというのが一つあるのだろうというふうに今は推測しております。

いずれにしても、理想からいけば、先ほど申し上げましたとおり、同業がいいのですけれども、そんな状況にないと、なかなか決まらないという一つの判断の中でそうさせてもらったということです。

○西脇委員

商工信組の経営責任に対する市の対応について

管財人の任期は1年間と言われていまして、この中で、経営責任と受皿機関をどうするかということも決めなければならぬのです。これから1年間、どれぐらいかけるかはわかりませんが、正常債権と不良債権の振分けが行われてくる。先ほどの報告でもありますが、分類が1から4までありますけれども、恐らく、3分類、4分類というのは、言ってみれば切り捨てられる部分になるのではないかなというふうに思うのです、31億円ぐらいの融資については。

そういうことを考えれば、不良債権の方は認定されればR C Cに引き継がれる。その部分は融資が受けられなくなるということはもうはっきりしているわけです。それで、市としては、先ほど実際に運転資金等で利用しているのは五、六百と言っていますが、この整理が進む過程で、不良債権としてはじかれる部分はどれぐらいの数が出てくるというふうに見ているのか。

○（経済）商工課長

この間、実は、金融整理管財人に何回かお会いをして、できる範囲でのデータの提出をお願いしてきました。ですから、今お話がありましたとおり、現実には、融資件数がどのぐらいで、融資の額がどのぐらいになるのか、事業資金は幾らになるのかという細かい部分もお願いしているのですが、今現在、なかなかデータとして提出をできないと、そんな形で推移をさせていただきます。

ですから、今ご質問の部分で、細部にわたってのデータは持ち合わせておりませんので、申しわけないですけれども、ちょっとお答えしかねます。

○西脇委員

そういうことで、小樽信組がいろいろなことで利用者にも行政にも迷惑をかけているわけですが、いまだ経営責任も明らかにしていない、必要な情報も提供しない、甚だ態度が悪いというふうに見ざるを得ないのです。なぜそれぐらいのことをきちっと、どこどこ個別の名前を挙げると言っているのではないわけです。市だって1億円の預託をしてまで何とか頑張ってもらおうというふうに努力している最中なのに、当事者の信組自体が行政側に必要な情報を提供しないということはどういうことなのか。この辺のやりとりはどうなっているのですか。

○（経済）商工課長

正直に申し上げまして、7月6日以降、金融整理管財人の方も、弁護士の先生と、それから北洋銀行の方が来ております。それから、補佐の方が2人の4名で、今、一から内容のチェック作業をしております。

少なくとも、今お話がありました債務者分類を含めて、1カ月以上かかる作業です。今、8月いっぱいにはその辺の作業は精力的に進めたいとお話をしております。ですから、管財人の方からすれば、その途中の段階でいろいろなデータを外へ出していくというのは対外的な影響も非常にあると。つまり、これから譲渡先を探すことについて

もいろいろな影響があるので、ここの部分ではちょっとご勘弁いただきたいという中身で終始しています。

ただ、私どもに対して、できる限り、今段階で出せるお話をさせていただきますということで、2、3、この分はいいですよというデータはいただいたりしていますけれども、それは、先ほど委員からありましたとおり、小樽市内全体で五、六百件ぐらいの事業資金、いわゆる融資先はありますと。そういう中身は少しお聞きをしておりますので、これは、ある段階になれば、金融整理管財人の方からもそろったデータとしてのお話をいただける時期はあるのかなと、そんなふうには考えてございます。

○西脇委員

けれども、大体、第3、第4分類の額までわかっているのですから、そして、そういうことも含めて再建はもう断念したわけでしょう。だったら、破たん申請の時期で、どのくらいの数の回収不能が出るとか、こうなのだからという整理はついていると思うのですよ。1カ月かけて調べなければならないという性格のものではないです。そんなインチキなものではないと思うのですね。

だから、どうも納得がいかない。この辺は、市の対応が弱いのではないですか。どうなのですか。

○経済部長

金融整理管財人としては、やはり、経営を引き継いでいるわけですから、再建分類についてはかなり慎重にやらざるを得ないわけです。その結果として、新たな受皿金融機関に正当に引き継ぐという責任があるわけですから、それで時間がかかっているのは当然のことだと思いますし、その過程の中で、その内容を明らかにするというのは影響が大きいということがありますので、それを撤回させていただくということでは言われているわけなのです。

ただ、我々としては、やはり、小樽市内で一つの金融機関が破たんするわけですから、その影響というものについては相当大きいものがあります。そういう認識のもとに、融資関係あるいは出資関係、そういったものについて、何項目かにわたる資料の提出を数度にわたって求めてきているわけですが、やはり、根本的には、そういう前段のお話があって出していけないというのが実情でありまして、我々の方が求めることについて及び腰だということは全くないわけですから、その点はご理解いただきたいと思います。

○西脇委員

商工信組破たんに対する市の支援制度について

先ほどの報告で、これまで82件の相談件数があったと。その主な部分は融資関係となっています。融資関係の具体的な中身で多いのはどういうことなのですか。

○（経済）中小企業センター所長

詳細な中身について知っている部分は、私どもに相談に来た内容とか合同相談の窓口の内容ですので、それを具体的なことでご説明いたしますと、直ちに資金が欲しいという方も何人かはいました。ただ、商工信組が破たんすることによって、他にもどんな融資制度があるのかとか、どういうところへどういう相談をすればいいのか、そんなお話の方がどちらかというと多い。これから先に向けて、秋口からの資金をどう調達すればいいのかというようなことが比較的多かったかというふうに認識しております。

○西脇委員

資金繰りが厳しいというか、恐らく、困難が出てくるだろうということで、今回、緊急の制度を設けたわけですね。それで、300万円が限度ですから、目一杯借りれば30件ぐらいで満杯になってしまうというもののなのですが、この制度をつくる上で、どれぐらいの利用見込みがあるというふうにある程度の推計はしていると思うのですが、どう見ているのですか。

○（経済）中小企業センター所長

この300万円というのを決めた一つの理由といたしまして、私どもに相談に来た中で、調達を明示した金額の中でいろいろな推計をとってやりますと、300万円以下と300万円から500万円とか500万円超と分けるとすれば、

300万円以下と500万円超がほぼ均衡している状況にあって、うちのリスクが高いということも考えまして300万円を限度とした、一つはこういう理由がございます。今のところ、金額を明示した中では、300万円以下のケースが26件中10件ぐらいなものですから、これからの相談状況を含めて1億円程度というふうにしたわけです。

ただ、1億円を先着順に決めるというわけではなくて、今後の状況を見ながら、1億円を増やすことも考えざるを得ないというふうな覚悟では留意しております。

○西脇委員

何というか、タイミングよくこういう制度を立ち上げてもらったというのは大変ありがたいわけです。

ただ、この半年間というのがどうかと。実際に、1年間、管財人の下で、整理に1年かかるか半年かかるかわかりませんが、融資制度そのものが半年間というのはちょっと期間が短か過ぎるのではないかという懸念があるのですが、これについては、利用状況によって延長するとかということは考えているのかどうか。

○（経済）中小企業センター所長

今のところ、半年間というのは、破たん後6カ月以内ということで、秋から年末の融資を考えて一応こういうふうに決めたわけでございまして、この半年間という考え方を今後変えるというふうには今のところは考えてございません。

○西脇委員

利用の状況だとか、いろいろな事態の推移を見てまた検討されるものと思います。

それにしても、融資条件の（6）連帯保証人です。そういう資金が必要な人のために保証人になるというのは、かなり勇気が要ることではないかなと思うのです。これがネックになって利用しづらいということがあるとすれば、今回の制度融資の中で一番ネックというか、障害になるのではないかなというふうに思うのですが、この点について、何か別な方策がないのかどうか。

恐らく、小樽市は、今までずっと、いきいき金融資金だとか短期融資だとかといって、いろいろ苦労されて制度を立ち上げてきましたけれども、私は、結局、金融機関の決定権が障害になるとか、いろいろなことがそれぞれの制度にはあったと思うのです。今回は、この点が障害になって、利用したい人ができなくなるのではないかと。

それからもう一つは、小樽市が80%の損失補償をしますと、焦げついた場合にですね。そういうことをやるのですから、連帯保証人をつければ、損失補償というのは、実態上、必要なくなるのではないかという考えも私は持っているのです。当然、保証能力がある人を1人つけるわけですから、市としては、この部分について、こういうふうには書いたけれども、恐らく損失補償は必要ないだろうというふうに思っているのではないですか。

○（経済）中小企業センター所長

税金を使うわけですから、当然ながら、市が負担するということにはやはり限度があるというふうの一つ考えてございます。

それから、連帯保証人の関係でございしますが、今回の制度融資については、基本的には担保をとらないということを基本にしてございますので、一定の歯どめというか、そういうものをかける上では、やはり連帯保証人が必要だというふうに認識をしております。

○西脇委員

普通の状況での制度であれば、当然、行政としては、損失補償をするからには、なおさらそういう前後策も考えなければならないと思うのですが、今回の場合は、組合員自体の都合によってこういう困難が起きたというものではないわけです。そうだとすれば、連帯保証人という項目は、もっと緩和してあげていいのではないかというふうに思いますし、今後の利用状況を見て、また、再検討するというのであれば、それはそれで仕方ないかなと思いますけれども、市長、この点はどうですか。

○市長

一つは、保証協会の保証が得られないという方ですから、その方たちを何とか救ってあげたいという気持ちと、その場合に、やはり最低でも連帯保証人を1人ぐらいはつけていかないと対外的に理解を得られないのではないかというような気持ちもあります。当然、連帯保証人がついたからすべてリスクはないのだということまでは言い切れない部分もあると思いますので、それは、一定期間、どれぐらいの申込みがあるのか、どういう方がいらっしゃるのか、まだ実際に受付をしていませんからわかりませんが、受け付けた段階でいろいろな状況が出てまいりますので、そのときによって、せっかくなつくって、利用しづらいというのではまた意味がありませんので、いろいろな状況を見ながら柔軟な対応をしたい、こう思いますのでよろしくお願いいたします。

○西脇委員

それでは、最後の質問に参りますが、出資金が17億円ぐらい戻らなくなったという話ですね。そのために決算の損益悪化が起こると。これはまた、倒産に波及するという懸念もされているわけです。したがって、出資金が戻らないために経営が困難になる業者に対して、何か特別な手立て、あるいは他の金融機関への働きかけだとかが必要になると思うのですけれども、この点についてどういう対応をされるのですか。

○（経済）中小企業センター所長

出資金を損金計上することによって赤字になって融資を断られるケースは可能性としてあるというお話がございまして、私どもも、収入役と一緒に、各関係金融機関にそういうことのないように特段の配慮方を要請してきました。

その中で、各金融機関等で若干のニュアンスが違ったと思うのですが、要するに、外的要因による赤字です。その場合については、通常のというか、過去の経常損益だとか営業利益だとかを勘案して、特段の配慮をしながら、外的要因だけで排除することのないようにやってくれる、こういうお話がございました。

○西脇委員

先ほど、1,000万円以上出資している人もいますと。私たちの聞くとこでは、1,500万円を出資している人もいたみたいです。だとすれば、そのことによって、かなり影響を受ける人も出てくだろうと。そういうことで、外的要因なのだから、そのことをちゃんと見てこれから融資などをしてくれと要請しているということですが、その要請した金融機関の側は何と言っているのですか。

○（経済）中小企業センター所長

先ほど言葉足らずだったかもしれませんが、各金融機関とも、通常、過去2期だとかの決算書をとるわけですが、そういう中で営業利益だとか経常利益が出ていれば外的要因の部分だけでは排除しない、こういうことで特段の配慮をする、こういうふうに承ってきたところでございます。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

自民党に移します。

○次木委員

市の緊急融資制度について

今回の商工の破たんにつきまして、行政の対応というのが非常に機敏に行われて、今、融資制度でありますとか、もろもろの対応を受けるとか受けないとかということは別にして、一般的に、業界の皆さん方も、このたびの行政の対応については非常に好感を持って受け止められているのではないかと感じています。

それで、ちょっとお尋ねしたいのですが、商工の店舗が12店舗ございますね。12店舗ある中で、小樽の行政区域内において、組合員数というのは、この12,000何ぼというのは全商工の本・支店間の人数ですね。小樽だけだということになりますか。

○（経済）商工課長

今、次木委員からお話ございましたとおり、商工信組全体で12店舗ございまして、市内に7店舗、札幌、後志に5店舗となっています。組合員は、お話がありましたとおり、約1万3,000人で、その中の内訳で後志が幾らで小樽が何人というのは、大変申しわけないのですけれども、今資料を持ち合わせておりませんので、後ほど報告させていただきたいと思います。

○次木委員

そうしますと、この4分類の債権についても、これは本支店全部のですね。そうすると、小樽市内の行政区域内の金額ではないということでしょう。

○（経済）中小企業センター所長

そのとおりでございまして、全会計というか、全部の数字でございます。

○次木委員

そうですか。わかりました。

それで、今回の緊急融資の件についてですが、先ほど西脇さんから期間についてございましたが、13年8月13日からということですね。そして、14年1月31日までということですが、これはちょっと、やはり、もう一遍、検討してみる必要があるのではないかというふうに感じておるのです。余りにも短いかなという感じがいたしますので、この申込みから最後まで部分についてもう少し検討をしていただけたらなというふうに感じていられるわけでございますので、この点、ご要望を申し上げておきます。

それと、弁済期間が90日延滞になったものというふうなことでございますが、この90日の延滞になったものと連帯保証人との関係はどうなのですか。

○（経済）中小企業センター所長

延滞した場合には、当然、本人にも支払うように命じるというか、督促状は出るだろうと思いますし、また、それに応ずることができない場合には、当然、あわせて、連帯保証人の方にも督促通知が行くものというふうに認識をしております。

○次木委員

そうしますと、連帯保証人なる者というのは、金融機関で判断されて、この人であればいいと。それから、不幸にして、今言うような滞納になってきたという場合に、保証人との関係の結論が出てから初めて市の弁済というふうな形になるのですか。

○経済部長

今、次木委員がおっしゃるように、まずは借り手側、その方について弁済期が来たら督促をします。それで、なかなか支払ってもらえないという状況があれば、連帯保証人に同一内容のものを請求するわけなのです。ですから、そういう形でやって、最終的に入ってこない。それが弁済期から90日たって入ってこなければ、それについて、うちの方では損失補償をしていくという中身になるかと思います。

○次木委員

そうしますと、まず、連帯保証人ですから、どの程度延滞になったかは別として、とにかく金融機関で判断をされて、保証人のところに、こうして延滞になっているので対応してほしいという要望を出すと。そして、その要望にこたえなかった場合というか、結論が出ない場合であっても、90日を経過したものについては、市の方が代位弁済をするということなのですか。

○（経済）中小企業センター所長

原則的にはそういうことでございます。

ただ、代位弁済というか、損失補償をしても、引き続き回収に努力するという義務づけを金融機関にござい

まして、万が一、入った場合には小樽市にその80%分を返してもらい、こういう制度になってございますので、期限の利益の喪失というのですか、基本的にはそういうものが起こった時点で損失補償をするということになってございます。

○次木委員

それと、保証人に関しまして、法人の場合は、代表者も含めて個人保証を連帯で1人いただく、こういうことなのですが、そうすると、個人企業の場合はどうということになるのですか。

○（経済）中小企業センター所長

収入のある家族の方でも結構ですし、他人でも結構でございます。

○次木委員

個人企業でも1人と、法人の場合は2人と。

○（経済）中小企業センター所長

法人は、法人が申込みをして、法人の代表者のほかに1人ということになると思います。

○次木委員

そうすると、法人の借入れの場合は、連帯保証人というのは2人になるのですね。性格が個人と法人で違いますから。ですから、法人はもちろん借り主ですから、それに、当然、代表者の個人が保証人になるわけですがけれども、さらに、もう1人、他の人をつけてもらう、こういうことですね。そうすると、個人の場合は、個人で申入れをして、そして、今言うほかの方がもう1名、保証をやっていただく、こんなことになるのですか。

○（経済）中小企業センター所長

そういうことになると思います。

○次木委員

それでは、いいです。

○委員長

自民党の質疑を終結し、市民クラブに移します。

○大島委員

緊急融資制度対象外となる組合員について

前の2人の方と質問がダブるかと思いますけれども、まず、信組が破たんをしてから、2人の方が相談に来ております。最初に来られた方は、まだ破たんする前なのだと思いますけれども、少し額は大きかったのですが、2行に借入れの申込みをした。ところが、条件は信組の方が非常によかった。そこに、裏があったのですね。融資を受けたそのうち、かなりの額、先ほどの説明の中では500万円以上の部類に入ると思いますけれども、出資をさせられたと。こういう話がまちのいろいろなところであって、詐欺まがいと、実はそういう声が聞こえてきている。これは、出資金が増えた時期がございすね、この資料を見ましても。やはり、出資金を集めるのにかなり無理をした経緯が見られる。今、前段で申しましたように、倒れられたら出資金は戻ってこない、ついこの間、出したばかりだと、そういう切実なお話も聞きました。これは、非常に問題があるなと認識しております。これは、商売をやっている方々に話を聞きますと、そういう話が、額の大小はあれ、聞こえてくるのも事実でございます。

これについては、ご答弁は要りません。

もう1点は、これは昨日の話なのだと思いますけれども、この方も市内で商売をやっている方です。先ほど西脇委員の方から借入れのことで質問がありましたが、全くそのとおりで、信金に融資を申し込んだけれども、断られた。けれども、商工が貸してくれて、何とか今は商売を続けられている。

しかし、今、こういう制度ができます、緊急制度ができますといったときに、実は、信金が窓口であれば、おれ

らに貸してくれるだろうか、融資をしてくれるのだろうか。といいますのは、信金ではじかれた、商工で貸してくれた、その後、返済は続けていた。しかし、はじいた信金が窓口になれば、やはり、20%のリスクを信金がしょわなければいけない部分がある。そういうケースはどうしたらいいのか、そういう切実な相談なのです。この点については、信金ではどのような考え方をしているのか、するのか、お聞かせください。

○（経済）中小企業センター所長

信金の常務とお会いしていろいろなお話をした経緯がございまして、今回の商工信組に係るお客さんについては、特段の配慮をしながら、きめ細かな対応をするように、全店員に指示をした、こういうふうに聞いてございますので、十分お話を聞いてくれるものというふうに理解しております。

○大島委員

お話を聞いた結果、あなたのところはだめですというケースがあるのですよ。迷うと思いますよ。これは、先ほど、資金繰りの相談に数名しか来なかったと。まちの金融機関に行くのですよ、個人の。その方が早いのです。手形を持って行くのです。だから、その辺はやっぱりちょっと認識不足かなと、私は、先ほどのどなたかの質問に対する答弁を聞いていて、そういうふうに思っております。

先日新聞報道によりますと、商工に出資したのが原因で、原因がどうか、それも一つだと思うのですけれども、倒産という記事が出ていたやに聞いています。この方は、もう倒産したわけですから、救済の方法というのは、この制度で言う救済の方法というのはできないのです。これは、営業を続けているということが条件ですよね。これもまた、何とか、例えば、会社の再建をしたときにこの制度が使えるのかどうなのか。これもまた非常に難しいところなのかなと思って聞いておりましたけれども、この点についてはどのように対応されますか。

○経済部長

前段の信金の融資の姿勢ということなのですが、おおむねは所長からお話ししたとおりです。私も直接伺っておりますけれども、ボーダーラインのところについては、やはり問題がありますから、そこについては、お話があったように、本当にきめ細かに、時間をかけて内容について十分お話を伺ってと。それについても、各窓口が判断をするのではなくて、本部の中に融資部を中心にして3班体制で、信組との取引の方については、そこに一括集約して、そこで集中的に審査をさせていただくということで、体制としてつくっているということがまず一つあります。

それと、当然にして、こういう事態になってきておりますので、でき得る限り、幅広く引き受ける方向で考えておりますというふうにお話も伺っておりますから、確かに、信組と取引されているすべての方を信金が救うということにならないのはそのとおりだと思いますけれども、従来がどうあったかは別にしても、そういうふうな考え方を持っていることは事実でございます。ですから、我々としても、今後、この制度を発動するに当たって、信金の方と、でき得る限り、そういう前向きな努力をしていただくように、何度かそういう話合いの場を設けながら進めていきたいというふうに思っております。

それから、後段の部分の、いったん倒産して、そして企業再建をしたいというときにこの制度を使えるかということ、今の枠組みの中では難しいということになりますけれども、従来あります融資制度の中で対応し得る制度がありますので、そういう方がございましたら、そういう相談についても前向きに乗っていきたいというふうに思います。

○大島委員

最後になりますけれども、先ほど、次木委員の方からも、この制度に早速取り組んでいただいたことについては、私たちも、直貸しという制度をつくるべきだということを主張していた市民クラブとして、大変評価をしている部分がございます。

しかし、それにしても、借りる側から見れば、保証人の問題、これについても、前段に申しましたように、おれの保証人になってくれる人がいるだろうかという心配もされていたこともございまして、やはり、借りる側にして

もかなり厳しいのだろうなというふうに感じております。それにつきましても、8月、2月あるいは12月、これは資金が大量に必要な時期でございますので、心のこもった、血の通った対応をしていただきたい、このように思います。さらに、そのことを、取り扱う信金の方にも十分伝えていただきたい、そのように要望して終わります。

○委員長

市民クラブの質疑を終結し、公明党に移します。

○秋山委員

融資の保証人と事業継続意欲の判断について

前段の委員さん方から流れに関してはお話しいただきましたので、そういう部分は省きまして、まず、小樽市として、緊急経営安定資金融資制度を立ち上げられたということに関しては、本当にすばらしいことだと考えております。

ただ、今、大島委員がおっしゃったように、借りる側という観点から見たとき、資料2の下の方に、7月9日から8月3日までの間、融資の相談を受けた中で実際に融資を受けられた実績は23件、約3割の方ということで、まだ受けられたということは、担保も出せただろうし、保証人も出すことができた業者だと思いますが、今までも出てまいりましたように、共産党もおっしゃっていたように、保証人を本当につけられるのだろうかという部分を非常に心配しております。

また、自民党のお話にもありましたように、借りた方が90日間経過しても元金、利息を払わない場合は、市が金融機関に対して保証するという部分に関しての結論部分ですが、いまいち、私としては聞いていてちょっとわからなかったのですけれども、この部分でも連帯保証人は最後まで保証をしなければならないということなのでしょうか。

○経済部長

連帯保証ですから、連帯保証の意味合いというのは、債務を負った者と全く同じ立場に立つということでございますので、もしも借りた方が返済できないとなれば、同じ内容について同じ条件のもとに返済する義務があるということになります。

○秋山委員

それであれば、なおさら、これは丸々300万円借りる方もいらっしゃるだろうし、本当にごくわずかの方もいらっしゃるかと思いますけれども、その状況を考えたときに、保証をされるという立場の方に、市がここまで腹をくくってこういう制度を立てられたからには、もう少しこの部分を譲られてもどうかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○経済部長

確かに、借りる方から見たら、ハードルがないのにこしたことがないのはそのとおりだと思います。先ほど来お話がいろいろありますように、やはり、市の公金を投じて、80%のリスクも負いながらやるとなれば、全くハードルなしでやるということがいかなものなのかなということで、内部的にもいろいろ議論した経過があります。

それともう一つは、市が100%の保証をするのではなくて、金融機関が20%のリスクを負うわけなのです。ですから、このハードルをとってしまえば、当然にして金融機関はその部分を覚悟の上で引き受けてもらわなければならない。どうしてもそれがだめであれば、小樽市が100%負ってこの制度を立ち上げるということになってくるのです。

その辺をいろいろ考え合わせたときに、従来の物的担保、あるいは、信用保証協会の保証つきというその部分だけはどうしても取り除かなければならないという中で、最後に残る我々の最小のハードルがこれだったということでございますので、そこのところはご理解いただきたいと思います。

また、この保証人については、第三者ということで限定をしているわけではございません。ですから、例えば、ご兄弟ですとか身内の方がそれなりにお勤めをしていて、給与証明を見た中でそれなりの負担能力があるとすれば、その人が連帯保証人になることも可能でありまして、従来より若干柔軟なというか、幅のあるというか、そういう仕組みにしているつもりでございますので、そのところはご理解いただきたいと思います。

○秋山委員

融資に関しては全くの素人ですが、兄弟というか、身内でも連帯保証人になれるという部分では国民生活金融公庫も同じではないかと思いますが、これも、やはり、厳しい状態の方々が利用するであろうという部分ではないかと思います。

連帯保証人の前に、事業の継続が見込める者という部分の判断はどこでされるのでしょうか。

○（経済）中小企業センター所長

基本的には、意欲的に今後とも事業を継続していく方に限るとするのは、この資金を調達した途端に、言葉は悪いですが、倒産したり、ということであれば、税金のむだ遣いとか垂れ流しということにもなりかねないということもありまして、そういうことで引き続き事業継続を見込める者と、こういう経過でございます。

○秋山委員

見込める者という部分、これに該当しなかったら、連帯保証人をつけてもだめという部分があるのではないかなと思います。

いずれにしても、我が党といたしましては、ここの部分をもう少し緩和されて、皆さんに喜んで使っていただけるような制度にしていいただければなと要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○渡部委員

破たんの分析と影響及び金融機関全体の動静について

この問題については、新聞あるいは経済部の方から前段で情報ももらいながら、私なりに受け止めておりました。しかし、最終場面の段階でも、何か組合員に対する手続、責任性の件、あるいは、市に対しても、なかなかはっきりとしたそういうものが打ち出せない。もろもろの事情があったものというふうに思いますけれども、それにしても、破たんそのものについては、やはり西脇委員が指摘するように、その責任性というのは何であったのか、もっとしっかりと持つべきでないのか、そういう話につながると思います。

一つは、破たんを来したわけでありまして、改めて、市として、どう受け止めておられるか。それと同時に、分析等についてお示しをいただきたい。それがまず1点です。

それから、このことによって、市内の中小企業者に与える影響、その予測等々についてどのように見ておられるか。波及性とその影響についてという点をお聞かせいただきたいというふうに思います。

委員会なんかを通じて、ほかの銀行からお金が借りられないといった中では、特に中小零細企業は商工信組から融資を受けていた、そういう一つの金融の流れの中での事情もあって、中小企業者にとっては、やはり、運転資金等の運営にかかわる面では、利便性という面では高く評価されていたということもございますので、今後に与える波及性並びに影響、この点を二つ目として。

それから、三つ目として、特にこの種の金融機関というのは、商工信用組合として本店を小樽に置いて、小樽市内では6カ所、それから余市、岩内、倶知安という構成です。そのほか、古平信用金庫というのが3店。それから、北海信用金庫は、小樽支店を置いて3店、それから、余市本店ということで余市、仁木、共和、岩内、寿都、島牧、倶知安、ニセコです。それから、小樽信用金庫は、本店を置いて、そのほかで8店というような形で一つの金融機

関として形成されております。

金融機関そのものの情勢というのは、今はやはり非常に厳しい局面に立たされている。来年からはペイオフと。これらについても、ペイオフのかかわりというのは、果たしてそれまで浸透するのかどうかはちょっとわかりませんが、いかんせん、小規模ながらでも、これだけの支店を抱えて、あるいは、代理店を抱えて今日あるわけですが、こうした小樽・後志圏をめぐる金融の動静というのはどうなのか。どのように掌握をしておるのか。

国は、2年間で不良債務を完全になくしていくというような動きと同時に、やはり、大きく見ていかなければならないのは、拓銀の破たん以降、金融にかかわる面では非常に厳しい状況に立たされている。とりわけ、今回の信用組合における面からすると、地元直接影响到降かかる、そういった地元との根強いかわりというものがそこに存在しておりますので、金融機関の動静、あるいは状況という面をどう掌握されておるのか。

一遍に質問いたしましたけれども、まず、この点についてお聞かせください。

○経済部長

最初に、破たんについて市としてどういうふうに受け止めているのか、どう分析しているのかというお話でございます。

まず、破たんに至ったというのは、1万3,000人からの組合員がいて、零細企業の方々が大部分を占めている状況の中で、これが破たんすることによって、その方々は、言ってみますと、資金調達の場を失う方向に向かうということにつきましては、その方々についての影響の大きさと同時に、地域経済に及ぼす影響の大きさというものを行政として痛感しているわけでございます。

その破たんに至った経過につきましては、先ほど来お話がありますように、債務超過になったということもありますし、それと、増資ということで資金増強を図ろうとしても、そういうものがなかなか賄いきれない状況があった結果として、破たんに至ったわけです。ただ、それにつきましては、我々としては内部事情についてよく知り得る立場でございませぬので、最終的には金融整理管財人の責務として、その事業の内容の分析と同時に、経営責任というものについても明らかになっていくと思いますので、その状況について見ていきたいというふうに思います。

それから、市内への中小企業者の影響予測、波及性ということでお話がありましたけれども、今、前段にお話ししたようなことでございまして、そういうふうに波及する零細企業のすそ野というものが大きいわけですから、そういう中で、例えば、商店街あたりでも、このことによって倒産が起き、歯抜け状態になって空き店舗が起きるような状況というのは、これはあってはならないことでございます。ですから、このような制度を新たに作るだけではなくて、既存の制度を含め、国あるいは道の制度なんかも総動員しながら、その辺について歯どめをかけるようなこともしていかなければならないのかなというふうに思います。そういう意味で、波及性の大きさについても重大に受け止めております。

それから、小樽・後志圏における金融機関の占める位置なり動静ということでございますけれども、渡部委員からお話がいったように、確かに、後志管内の町村にあります金融機関といいますのは、いわゆる都市銀行ですとか地銀と違いまして、信金、信組というのが多いわけでございます。そういう中で、数少ない金融機関が、ペイオフの影響を受けたり、あるいは不良債権処理の問題で影響を受けるようなことがあれば、やはり、管内を含めた圏域における影響といいますか、事業者への影響というのは相当大きいものと、これも、そのとおり、あると思っております。

その辺のところにつきまして、私たちとしてどういうことができるかは今はちょっとわかりませんが、これからの国の金融の体制なり、不良債権処理についてどう進んでいくのかということについては、注視していかなければならないかなというふうに思います。

○渡部委員

お話を聞きました。

それで、今回の「小樽商工信用組合の経緯について」という資料1で説明をいただきました。商工会議所を含めて、北海道あるいは後志支庁等の関係先に要望ということで回っておられるということも聞いておりますけれども、具体的な面で、こうしていきたいとか、そういったものが現実にあるのかどうか、あるいは、検討を要請して、具体的に検討事項に入っている、そういったものはあるのかどうか、お聞かせ願います。

○市長

北海道保証協会なり、あるいはまた道庁へ行ってみましたが、保証協会については、枠としては十分確保されているけれどもという話なのですが、一つは、審査基準といいますか、これは北海道の保証協会が非常に厳しいというお話も聞いておりましたので、そういったあたりについて、審査基準の緩和といいますか、これをぜひお願いしたいと要望してまいりました。けれども、これは、個々のケースでもって判断せざるを得ないというようなことがございまして、地元の保証協会の所長にはその点については強く要望してまいりまして、そういった面で、保証協会としても十分配慮していきたいというようなお話がございました。

それから、道に対してもいろいろ注文をしてみましたが、既に金融変動対策特別資金があるのですが、こういったもののほかに、特に1,000万円以内の融資については、無担保、無保証だとか、あるいは、先ほど来、問題になっております保証人の問題についても、身内の方で何とか保証人として扱うようにしてほしいとか、いろいろ要望してまいりました。道の方としてどういった対応をするかについてはまだ回答が来ておりませんけれども、現実の融資の状況を見ながら、これからまた必要な要望はしてみたいと思っております。

○渡部委員

今、融資の面での要請あるいは要望ということで、それから、委員会の中でも緊急の融資制度ということのお話でたくさん出ておりました。

私は、今の市内の経済動向だとか状況という上から見て、あるいは、金融に対する不安を解消していくという面からして、即座に取り組んだ面について評価をするところでありますし、従前よりも柔軟な対応を持って、今回、融資という制度を導入していこうということについては、先ほど評価しているということでお話ししたとおりであります。そして、これは、小樽市として、当面行うことの限度なのかなと、私自身はそう思っております。

今後、市長が保証協会あるいは道にも資金融資にかかわる面での要望等々と、それが基準緩和されるということについても、こうした時代でありますから非常に難しいのかなと。別の手だてだとか、そういった面で一定の融資制度における枠というのはやはり崩さないのではないか、そういうふうに思っています。

けれども、先ほど、金融機関そのものの情勢を含めて、不確定的な面がありますので、今後において、やはり、市内に大きな問題があつてかかわるときは、商工会議所、小樽市、それから、例えば、後志もかんでいるなら後志支庁という3者で、しっかりとした緊急の融資制度と。その中では、保証人にかかわる面だとかなんだとか、それはやはり3者で負担するなら3者で負担をしていく、損失補償ですね。今後、そういう面を考えていくべきではないのかなと。

今、小樽市でこういうふうにこしらえてもらいましたが、今の段階はやはり柔軟的に、今までと違う面と、限度なのかなと。ですから、一時的にというより、以前から、やはり、融資にかかわる特別な面とか、そういうのは商工会議所と手を組んで、できるものであれば、小樽市は余り取立て的な面だとか、融資の面でなく、商工会議所がどこかを窓口にした面というやつは将来考えていくべきでないのかなと、そういう指摘もしてきていたわけです。

今後、先ほどから何回も言いますように、金融情勢が不確定、不安定な中においては、やはり、商工会議所あるいは道を巻き込んだ中において一つの融資ということも検討すべきでないのか、私はそう思いますけれども、いかがなものでしょうか。

○経済部長

一つ目の今回の資金につきましては、おっしゃるとおり、当面のといいますが、こういう非常事態が起きたことによって、緊急避難的に、いわゆる緊急措置としてやらせていただくというものでございます。

それから、今後の融資制度の問題ですけれども、今までの融資制度というのは、やはり担保中心でやってきていますから、なかなか使いにくいという声が多くあるのも事実でございます。それと同時に、来年4月からペイオフ解禁ということもありまして、小樽市の公金を預託して従来どおりのやり方で進めていくことについては、何かしらのリスクがあるわけでございますから、そういう預託形式のものをこのまま続けていくということではなくて、違う形での枠組みといたしますか、それについてはきっちり考えてつくっていかねばならないということで考えておりまして、その方向で今進めているところでございます。

それと同時に、このような考え方を持っているのは小樽市だけではありませんで、道も同じように持っているわけなのです。この前、道の金融課の方がいらっしゃってお話をしたのですが、道としては、既にそういう部分を含めて検討を進めてきているということも伺っております。そのときのお話で、私たちとしても、そういうふうなものを見せていただくとか、資料としていただくとかしながら検討を進めていく。なおかつ、道としては、そういう部分について地元の意見も反映させる場もつくって一緒に考えていきたいというお話がございましたから、一緒になって、枠組みづくりといたしますか、それについてかわっていききたいというふうに思っております。

それとあわせて、そこだけでいいのか、ご提言のような会議所を含めたもので、緊急事態に備えて何らかの制度を立ち上げるのがいいのか、これから後、関係機関とそういう話をしていきたいと思っています。

○渡部委員

大畠委員からも出されたように、取引先というやつがはっきりとして、そして、何かがあって今度はこっちというか、そういう場合についてはなかなかスムーズに行かないということからしていったら、やはり、もっと窓口的な面を広げてしっかりと持って、そして対応していくということも、これから考えていきたいし、緊急避難的に、今回、安定資金融資という面、これらも見ながら、市長も、質問に対しては、一定期間を見て柔軟な対応をということでありますから、今後、常任委員会で議論する場面も何回もございますので、よりよい方向で、そして、やっぱり安心感の持てるような制度であり、企業活動でありたいというふうに思います。

最後に、1点だけお聞きいたしますが、市長と商工会議所で、一つの議論の末、譲渡先を小樽信用金庫にということで管財人に要請をされたということでもありますけれども、問題は、要請されたということまではよろしいのですが、当の信用金庫としてはどのように受け止めておられるのか。現状、その面での受止めと、流れというか、そういうことについてお聞きしたいと思います。

○市長

要請する前に、一応、商工会議所の会頭としてお会いをいたしまして、いろいろな問題について、受皿の問題について話し合いをしてまいりました。やはり、会頭としても、地元で受皿ができればいいというような話になったのですけれども、その席で、仮に信金がそういった状況に置かれた場合には、地域のために努力をしたいと、事前にそんなお話もあって、その翌日に、会頭が理事長ですから、会頭をちょっと外して、副会頭と私どもとで協議させてもらいました。

そういういろいろな議論の中で、やはり、地元金融機関である小樽信金がいいのではないかというふうな結論になったものですから、管財人にお願いし、そして、改めてまた、今度は信金の理事長として、ぜひ、我々も要請してきたので、仮に受皿となった場合には十分な対応をお願いしたいというような要請をしてまいりました。鎌田さんも、会頭と理事長という二足のわらじを履いているものですから、立場としては非常にづらい部分もあるのでしょうけれども、やはり、地元経済といたしますか、地元の金融を何とかしたいという気持ちに変わりはありませんので、十分な対応をしてもらえるだろうというふうに、私どもとしては、今、期待をしています。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、本日は、これをもって散会いたします。